

幌延町小型風力発電施設建設に関するガイドライン

平成29年11月27日適用

令和元年12月17日一部改正

1 目的

このガイドラインは、幌延町において小型風力発電施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）を建設するにあたり、環境保全、景観形成の観点から事業者が自主的に遵守すべき事項を定めたものです。

なお、本ガイドラインは、今後の社会情勢や環境の変化により、必要に応じて随時見直すこととしています。

2 対象となる施設等

(1) 対象施設

このガイドラインの対象となる風力発電施設等とは、20kW未満の小型風力発電施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備とし、新設、増設又は大規模な改修（以下「建設等」という。）を行う場合とする。

なお、1kW未満で、自家消費を主たる目的として建設する風力発電施設等については、本ガイドラインの対象外とする。

(2) 対象地域

このガイドラインの対象地域は、幌延町全域とする。

3 建設等にあたっての基準

(1) 小型風力発電施設の設置場所

①住宅等（学校、医療施設、社会福祉施設等、住民が利用する施設を含む。以下「住宅等」という。）から300m以上離れていること。ただし、対象住宅等の居住者及び利用者の合意が得られた場合は、この限りではない。

②道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいう。）から当該小型風力発電施設の最大の高さに相当する距離以上離れた場所に設置すること。

(2) 騒音及び低周波対策

建設時にその影響を最小限にとどめるよう配慮するとともに、建設後において騒音及び低周波による障害又は苦情が発生したときは、その原因を調査し、誠意をもって対応するとともに、その内容を幌延町に報告すること。

(3) 電波障害

テレビ電波等に影響が生じないよう十分配慮するとともに、必要な措置を講じること。

(4) 自然環境対策

風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮するとともに、必要な措置を講じること。

(5) 景観対策

- ①事業者は、風力発電施設等の建設等にあたっては、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。
- ②風力発電施設等のデザイン及び色彩は、周囲の景観と調和を図ること。
- ③景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害すると認められる場合、事業者はその影響を解消又は軽減させるため、必要な措置を講じること。
- ④事業者が風力発電施設等及びその周辺に広告物を掲示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要最小限度の掲示にとどめること。
- ⑤無秩序な設置及び配置を避けるため、設置予定区域周辺において大型を含む既設風力発電施設等及び建設計画の有無について十分調査したうえで設置位置を検討することとし、数値的根拠のもと、それらに影響がないことを幌延町及び他事業者に示し、合意形成を図ったうえで、事業を進めること。

(6) 既設風力発電所への影響

- ①特徴的景観（一直線の配置）を阻害する恐れのある配置を避けること。
- ②周辺において建設等を予定する場合、その営業に支障ないことを数値的根拠のもとに示し、運営事業者と合意形成を図ったうえで事業を進めること。

(7) 光害対策

事業者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物へ影響を及ぼすことのないよう必要な措置を講じること。

(8) 文化財対策

事業者は、風力発電施設等の建設等にあたっては、その影響から文化財を保護するよう努めること。

(9) その他

関連する法律の定めを遵守するとともに、関係機関や近隣住民及び自治会との事前協議を十分に行うこと。また、風力発電施設等に起因する第三者への損害に対する賠償責任保険等に参加すること。

4 ガイドラインによる調整手順

(1) 事業説明

事業者は、風力発電施設等の設置地域及び規模の概要を計画した段階で、幌延町及び関係住民（地権者等）、必要に応じて公的機関や関連団体等に事業内容を説明すること。

(2) 本ガイドラインに基づき幌延町へ提出する資料等

- ①風力発電施設等設置位置図

設置位置を中心に半径300m及び小型風力発電施設の最大の高さに相当する距離を円で図示し、住宅等及び道路との離隔が確認できること。

②再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書の写し

③対象事業に係る再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定通知の写し

④電力との接続が確認できる資料の写し

⑤その他、幌延町が必要と認める資料

5 建設等の工事中及び工事完成後における調査

事業者は、風力発電施設等の建設中及び建設後においても環境及び景観等の保全に関し、「3 建設等に当たっての基準」の遵守に努めること。

6 設置後の維持管理等

(1) 事業者は、設置した風力発電等について破損又は事故等を未然に防止するよう努めること。なお、破損又は事故等が発生した場合は、速やかに幌延町へ報告すること。

(2) 事業者は、設置後に騒音、電波障害等の不具合が発生した場合は、原因を調査し、誠意を持って対応するとともに、その内容を幌延町へ報告すること。

(3) 事業者は、設置場所での事業が終了した場合には、責任を持って風力発電施設等を撤去すること。

(4) 事業者は、設備又は事業体制等に変更が生じた場合は、再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書、再生可能エネルギー発電事業計画事前変更届出書又は再生可能エネルギー発電事業計画事後変更申請届出書の写しを速やかに幌延町に提出すること。

7 その他

(1) 風力発電施設等の建設等に当たり、住民等から事業者へ申し入れがあった場合、誠意を持って対応するとともに、その内容を幌延町へ報告すること。

(2) 着工済み（建設用地取得済み又は設備認定通知済みを含む）小型風力発電施設については、設置区域から半径300m以内に居住する住民に対し、設置する風力発電施設等の概要や騒音レベル等設置に係る影響について説明し、その内容を別紙様式により幌延町へ報告すること。

(3) 本ガイドラインを遵守しない事業者については、幌延町ホームページ等において事業者名、遵守しない内容等について公表する。